

岐阜県公報

目 次

告 示

災害救助法に基づく救助の実施

(防 災 課)

ページ

号 外 (二) 令 和 六 年 一 月 二 十 四 日

告 示

岐阜県告示第三十六号

令和六年一月二十三日からの大雪による災害に関し、令和六年一月二十四日から、不破郡関ケ原町の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

なお、同法第十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間関ケ原町長が行うこととする旨の通知をしたので、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）第十七条第二項の規定により告示する。

令和六年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

避難所の設置	令和六年一月二十四日から二月三十日まで
応急仮設住宅の供与	令和六年一月二十四日から二月十二日まで
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	令和六年一月二十四日から二月三十日まで
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	令和六年一月二十四日から二月二日まで
医療	令和六年一月二十四日から二月六日まで
助産	令和六年一月二十四日から二月三十日まで

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

令和六年一月二十四日

障害物の除去	死体の捜索及び処理	埋葬	学用品の 給与		被災した住宅の応急修理	被災者の救出
			文房具及び通学用品	教科書		
令和六年一月二十四日から二月二日まで	令和六年一月二十四日から二月二日まで	令和六年一月二十四日から二月二日まで	令和六年一月二十四日から二月七日まで	令和六年一月二十四日から二月二十三日まで	令和六年一月二十四日から二月二日まで	令和六年一月二十四日から二月二十六日まで

令和六年一月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社